

香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金 Q & A

●補助対象事業者

Q 1 個人事業者も対象となるのか。

個人事業者も対象となります。

●補助対象経費

Q 2 「香川県公共交通機関感染拡大防止対策費補助金」とは、どのように違うのか。

車両の抗ウイルス加工など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための経費も本補助金の補助対象とできますが、本補助金は、公共交通の利用回復に向けた取組みを支援するものであり、例えば、抗ウイルス加工を行ったことのPRを事業内容に含めるなど、その事業が利用促進につながるものであることを、事業計画書において説明できるようにしていただく必要があります。

なお、本補助金は原則として、国、県、市町の他の補助金の対象とする経費については、補助対象とすることができません（本補助金と同様の目的で県内市町が交付する補助金のうち、本補助金との併用を想定したものを除きます。）。従って、「香川県公共交通機関感染拡大防止対策費補助金」の補助対象としたものは、本補助金の補助対象にできませんのでご注意ください。

Q 3 「新しい生活様式」への対応とはどういうことか。

「新しい生活様式」とは、3密（密閉、密集、密接）を避けることや適切な身体的距離を確保することなど、感染防止のための取組みを日常生活に定着・持続させることをいいます。具体的な「新しい生活様式」の実践については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を参照してください。

補助対象となる事業としては、例えば利用促進事業であれば、キャッシュレス決済や接触を避けるための先進機器の導入など、旅行商品企画・造成事業であれば、旅行者に対し、検温等の体調チェックなどの参加条件を周知徹底することなどが考えられます。

Q 4 利用促進のためのキャンペーンや、旅行商品の企画・造成について、割引運賃の相当額やクーポン券の原資を補助対象経費に含むことができるか。

補助対象経費に含むことができるものとします。

Q 5 利用促進事業、広報宣伝事業、旅行商品企画・造成事業は原則として県内向けに行うものに限るとされているが、県内向けに行うものとはどういったものか。

利用促進事業、広報宣伝事業であれば、実施場所が県内であるものや、実施場所が県外であって、県内への誘客を目的としたものが対象となります。旅行商品企画・造成事業であれば、目的地が県内である商品や、目的地が県外であって、県内で販売する商品が対象となります。

Q6 他の事業者と連携した事業も、対象とすることができるか。

対象とすることができます。

Q7 本補助金を活用して旅行商品を企画・造成する場合、G o T o トラベルキャンペーンと併用することはできるか。

G o T o トラベルキャンペーン及び香川県の「うどん県泊まってかがわ割」との併用は可能です。その他、各自治体の助成制度との併用が可能かどうかは、それぞれの自治体にお問い合わせください。

(G o T o トラベルキャンペーン及び香川県の「うどん県泊まってかがわ割」との併用例)

※ 本来一人 20,000 円相当の旅行商品を、本補助金を活用して 18,000 円で造成し、G o T o トラベルキャンペーン及び「うどん県泊まってかがわ割」の適用対象とする場合

本補助金 充当額	G o T o トラベル キャンペーン	うどん県泊まって かがわ割	旅行者の実負担額
2,000 円	旅行代金 18,000 円 ×35%=6,300 円	販売価格 11,700 円 →5,000 円	6,700 円

<旅行代金 18,000 円>

<販売価格 11,700 円>

Q8 バス、タクシーの車検代は、すべて補助対象経費に含むことができるか。

租税公課は本補助金の対象とならないので、車検代のうち自動車重量税と印紙代は補助対象経費に含むことができません。

Q9 リース車両の車検代、修繕代は、補助対象経費に含むことができるか。

含むことができます。ただし、リース車両の車検代、修繕代がリース料に含まれているときは、個別にお問い合わせください。

Q10 事業はいつまでに完了させる必要があるのか。

原則として年度内に事業を完了させ（補助対象経費の支出も完了している必要があります。）、県に実績報告を行ったうえで、令和3年3月31日（水）までに履行確認を受ける必要があります。これによりがたい場合は、あらかじめ県にご相談ください。

●補助金額

Q11 タクシー事業者がバス事業者としても事業を行っている場合、補助対象限度額の算出に当たっては、バス、タクシーそれぞれの事業者区分における補助対象限度額の合計額としてよいか。

それぞれの事業者区分における補助対象限度額の合計額を補助対象限度額とすることができます。

●申請手続き

Q12 交付申請期限はいつまでか。

令和3年2月1日（月）までです。（郵送の場合当日消印有効。）

●補助金の交付

Q13 補助金はいつ交付されるのか。

原則として、実績報告後、県からの補助金の額の確定通知を受け、補助対象事業者が請求書を提出してから30日以内に支払われる精算払の方法によります。なお、補助金の交付決定後、県からの支払いがなければ補助対象事業の遂行に支障をきたす場合など、やむを得ない場合に限り、概算払により補助金の全部または一部の支払いを受けることができます。

●その他

Q14 タクシー事業者のうち、福祉輸送限定事業者も対象となるのか。

福祉輸送限定事業者も対象となります。